

私の研究



高齢者介護の現場をより良いものに ～特別養護老人ホーム入居者家族の役割を 考えることから始めて～

遠藤 寿海 (えんどう としみ)

福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科
教授



1. はじめに

特別養護老人ホーム等の入所施設の利用者は、食事、入浴、排泄等の「身体介護」を専門的に担う介護スタッフによって生活を支えられていますが、入所者は、家族の訪問があることを楽しみにしていますし、施設職員も家族による訪問を通しての入所者への心理的・情緒的サポートを期待しています。入所者の家族からの援助や家族が担う役割に関しては、入所者の心理・情知的サポートが中心となるものの、他にも多様な役割を担うことを家族自身が望み、施設側からも期待されていることが研究されてきました (Naleppa, 1996)。入所者は、家族の訪問を心待ちにしており、家族関係の継続を望んでいるのです。

わが国では、介護保険制度導入後、施設（の職員）に「お世話してもらおう」という一方通行的な感覚が薄れ、入所施設は契約に基づいて必要な援助を受けられる場として位置付けられたことから、家族の側にも、入所者の日常生活について施設からの説明を求めたり、積極的にケアの内容に意見を述べたり、という姿が見られるようになりました。

施設介護の現場では、家族が実際には食事に付き添ったり、差し入れをしたり、時に着替えをさせたり等の行動をとることがあります。また、入所者の生活の質の向上のために、積極的に施設職員の介護技術や態度の改善を求めるともありません。しかし、これらが家族の役割であるという共通認識の下での施設スタッフと家族が協働することの必要性は大きく問われてきませんでした。そもそも、家族に対して施設職員から「入所者に対して何かをしてもらいたい」とは依頼しにくいといった心情も働くようです。

施設の職員の思いはどのようなものがあるのでしょうか。

2. 特別養護老人ホームの職員が家族に期待する役割とは何か

2002年に我が国の特別養護老人ホームの常勤職員を対象とした調査を実施しました。

その結果から「施設におけるケア内容を決定する」「サービスの内容を評価する」「身体的援助を行う」「情緒的な援助を行う」「余暇活動を援助する」「後見的な援助を行う」「病院の付き添いなど

家族負担のもとで援助を行う」という、家族に期待する入所者との関わり方が表れました。

全体的な傾向を見た時、「身体的援助を行う」ことへの期待値は明らかに他の項目よりも低く表れたこと、また、一般的に「家族は入所者の心理・情緒面への援助を行うもの」という一面が取り上げられがちですが、調査結果からは家族が「情緒的な援助を行う」ことについては、他の援助と比べ特別高い期待があったわけではなく、他の援助と同じような期待値にとどまっていました。このことから、施設職員は、施設での援助の一部など特定の役割を担ってほしいと考えているわけではなく、様々な援助場面で「家族でなければ難しい」役割を担ってほしいと考えていることが示されました。

また、管理職や生活相談員と、看護職員や介護職員との間で家族に期待することに差があった点も挙げられます。具体的には、「施設のケアの方針に対して意見を述べる」「施設介護の改善点を積極的に提案する」「ケアプラン作成に必要な情報や意見を提案する」「ケアプラン作成になんらかの形で関わる」など、「施設におけるケア内容を決定する」という点について、管理職や生活相談員などからの期待が高かったのですが、看護職員や介護職員からの期待は低かったのです。

さらに「入所者に対して施設が提供する介護内容に希望を述べる」「入所者に対して施設が提供する介護内容の優れた点を評価する」などの「サービス内容を評価する」という点については、管理職の期待は高いものの、その他の職種からの期待が高くはなかった点が挙げられます。

3. 家族の役割として期待されているものはどのようなものなのか

介護保険の導入によって、特別養護老人ホームへの入所が行政処分である措置から入所契約に基づいて行われるようになったことから、契約遂行の上での後見的な援助を行うことや施設におけるケア内容を決定することに関わること、実際に入所者が受けているサービスの内容を評価することなどの役割は家族にも積極的に担ってほしい、と

いう期待が読み取れます。その背景には、家族による介護が困難な手のかかる高齢者を預かっている、という一時代前の意識が変わり、福祉サービスの提供者として、施設のケアの質を向上させる必要性を強く認識していることが窺えます。また、「情緒的な援助を担う家族」という意識がなくなったわけではないものの、家族の役割として具体的に何をすればよいかの分かりにくい情緒的援助よりも、家族が何をすれば良いかが明確で、施設から家族に対しても依頼しやすい援助として、後見的な援助を行うことやサービスの内容を評価すること等の役割を家族に期待するような結果になったのではないかと推察できます。

管理職からの家族に対する期待は他の職種よりも高めの結果が出ています。管理職は、入所者に対する施設の処遇向上や、契約・後見等に対する家族の意思を他職種よりも重視していることが分かります。施設に対する評価が直接的に経営に影響することもあり、施設に求められるケアの質の向上やサービス内容の充実に関する正当な評価者としての役割を家族に対して期待していると同時に、サービス受給者である入所者の代弁者としての家族の意向を尊重しようとしているとも読み取れます。

年代別で見ると、30歳代の職員において家族への期待が全体的に高く出ていました。この年代は、中間管理職としての役割を担ったり、スタッフリーダーを担ったりする年代です。家族と入所者との関係をつないだり、若手のスタッフと入所者やその家族との間で調整役を担ったりしながら、家族との協働で入所者の生活の質の向上を図ろうとしているのではないかと考えられます。

職種や年代によって若干の差はありましたが、特別養護老人ホームの職員は、入所者の家族に入所者への援助を担う役割を担ってほしいと考えていることが分かりました。しかし、実際に家族がこれらの役割を担おうとしているかはこの調査では明らかにはできていません。

4. これからの高齢者介護

特別養護老人ホームは、「終の棲家」として古

くから認知されており、入所できれば一生涯暮らし続けることができます。そこでの「生活の質」の向上、サービスの質の向上がなければ、「生活者としての高齢者」という主体的存在ではなくなり、「ケアされる人」というだけになってしまいます。そのため、2005年の介護保険法改正では「介護サービス情報の公表」制度が導入されました（介護保険法第115条の35）。また、社会福祉法第5条は、社会福祉を目的とする事業を営業者について、「その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取り組みを行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。」と定めた他、同法第82条で「利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」として、事業者の責務を明示しています。これらは、特別養護老人ホームに限らず求められているものですが、特別養護老人ホームのような入所施設は、身体的介護を担う生活施設という側面を持つだけでは十分ではなく、利用者や家族の意向が反映されるような取り組みを積極的に行ったり、地域住民に開かれた施設になるような取り組みを行ったりすることが求められています。法的根拠が示されていることから、利用者の「家族とのつながりの維持」「地域とのつながりの維持」のために、様々な取り組みを行うようになりました。同時に、利用する側も積極的に「利用者としての役割」「利用者家族としての役割」を担い、協働して利用者のより良い生活の実現を目指すことが必要であると考えます。

5. おわりに

2000年の介護保険制度のスタート当時、その目指すところであった介護の「社会化」は概ねその目的を果たし、我が国では介護保険制度は一定程度の認知がされ、広く活用されるようになりました。その後、「要介護状態にならない、なっても悪化させない」という介護予防の考えの下で、介護保険法は改正を繰り返してきました。その中で、特別養護老人ホームは重度者対応施設として位置づけ直され、現在、入所は要介護3以上に限定されています。その結果、在宅介護の負担の軽減は進まず、逆に、介護を理由に離職せざるを得ない人は2017年には約9万人を超え、2006年の約2倍になっています（厚生労働省雇用動向調査）。育児・介護休業法によって、一人の要介護者の介護のために93日間までの介護休業を取得できるようになりましたが、働きながら介護を担うことの難しさが浮き彫りになっています。介護は他人ごとではなく、いずれ自分自身も直面する問題である以上、専門家に任せるだけではなく、また、家族だけで抱え込むのでもない、互いにより良い役割を担って高齢者を支えていくことができる現場づくりを目指していくことが求められています。

参考文献等

- Naleppa, M. J. (1986) Families and the Institutionalized Elderly: A Review. *Journal of Gerontological Social Work*, 27 (1/2), p.87-p.111.
- 遠藤寿海 (2005) 特別養護老人ホームにおける家族の役割に関する職員の期待について. *高齢者のケアと行動科学*, 10-2, p.82-p.88.
- 平成29年版高齢社会白書
厚生労働省 各年度雇用動向調査

<プロフィール>

1964年生まれ。1987年 筑波大学第二学群人間学類心身障害学主専攻卒業。2005年 筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒューマン科学専攻単位認定終了。ヒューマンケア科学修士。2004年 東日本国際大学福祉環境学部。2014年 福島学院大学福祉学部福祉心理学科教授。現在に至る。